

確定申告及び市・県民税申告について

先般、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言下における確定申告会場の混雑回避を図る観点から、申告所得税等の申告・納付期限について全国一律で4月15日まで1か月延長する旨、国税庁から報道発表されました。

このことについて、飛騨市では次のように対応させていただきますので、市民の皆様にはご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ・当市においては、昨年度も従来の申告期間後に申告書を提出された方は極少数であったこと、申告相談会場では様々な感染防止対策を徹底して実施することを踏まえ、市役所本庁及び各振興事務所における申告相談は、当初予定通り2月16日（火）～3月15日（月）の間とします。
- ・3月16日～4月15日の間は、税務課窓口及び各振興事務所での申告書の收受のみ行います。申告相談を希望される方は、直接高山税務署でご相談ください。

なお、申告期限延長に伴い、口座振替にて納税される方の振替日も下記のとおり変更されますので、ご注意ください。

■ 申告期限・納付期限

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年3月15日（月）	令和3年4月15日（木）
個 人 事 業 者 の 消 費 税	令和3年3月31日（水）	
贈 与 税	令和3年3月15日（月）	

■ 振替日

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年4月19日（月）	令和3年5月31日（月）
個 人 事 業 者 の 消 費 税	令和3年4月23日（金）	令和3年5月24日（月）

申告会場の混雑回避、新型コロナウイルス感染防止のためにも、パソコン・スマホや郵送による提出にご協力をお願いします。

所得税・消費税については、国税電子申告・納税システム（e-Tax）が利用できます。

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

